

事業の
ご案内

公益社団法人

埼玉県社会福祉士会

公益社団法人
埼玉県社会福祉士会が
実施する
様々な事業をご紹介します



公益社団法人埼玉県社会福祉士会

法人概要

基本理念

埼玉県民福祉の向上と
社会福祉士制度の普及

活動目標

公益社団法人にふさわしい活動を展開
して、県民福祉の向上と社会福祉士の
専門性向上をめざす

名称 公益社団法人埼玉県社会福祉士会

所在地 埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5 ベルメゾン小島103

設立 2008年1月11日／社団法人埼玉県社会福祉士会として設立
(2011年7月1日 公益社団法人に移行)

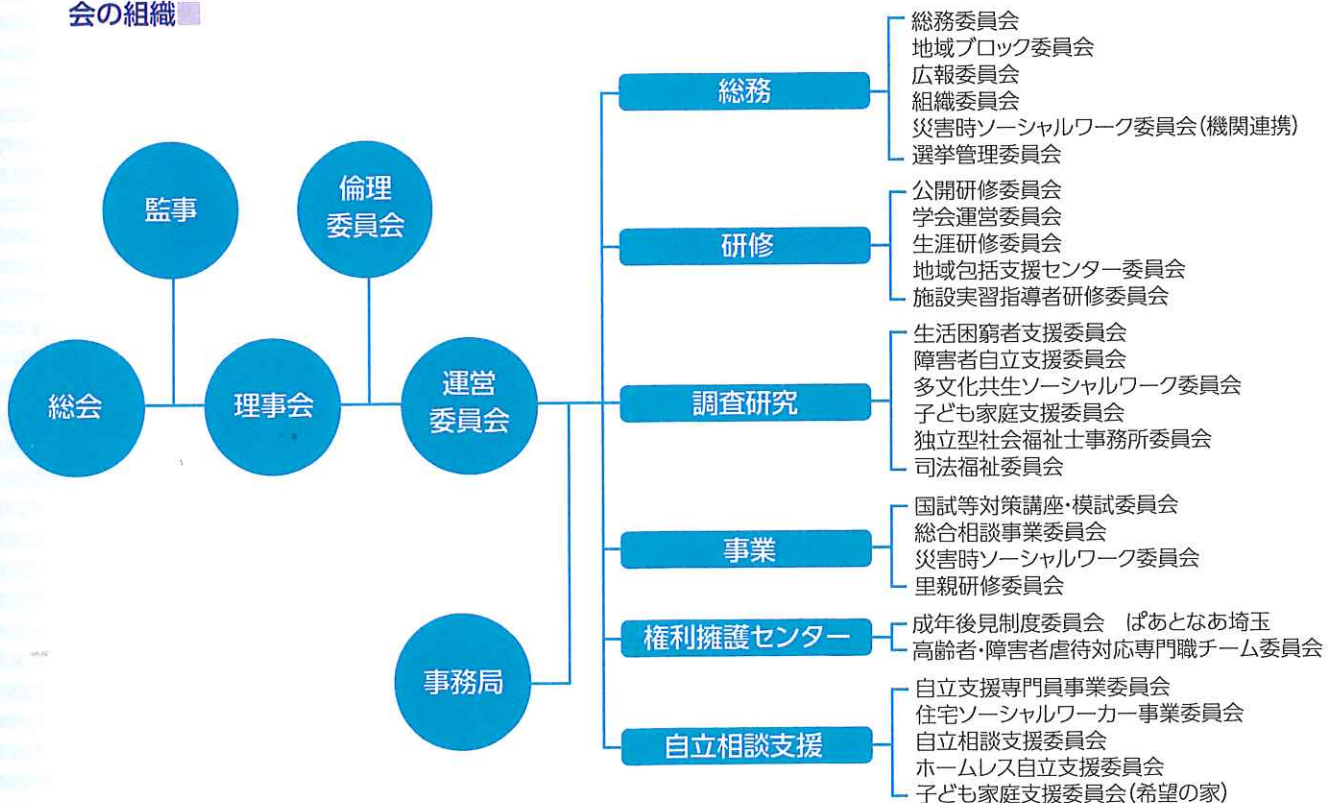
代表者 本橋朝子

会員数 1,701名／2019年5月1日現在

(埼玉県内に住所または勤務先を有する「社会福祉士」で会員となっている者)

会の活動 埼玉県を主な活動拠点として、社会福祉の援助を必要とする方々への生活援助と権利擁護活動を行っています。また、県民の皆様の社会福祉に関する情報提供や啓発活動、社会福祉士をはじめ福祉事業関係者の資質向上のための研修活動を行っています。

会の組織



- 会のあゆみ**
- 1993年2月 任意団体埼玉県社会福祉士会の発足
 - 2001年5月 事務所の設置(さいたま市)
 - 2001年9月 成年後見センターぱあとなあ埼玉の設置
 - 2006年6月 日本社会福祉士会全国大会(埼玉大会)の開催
 - 2008年1月 社団法人埼玉県社会福祉士会の設立
 - 2009年3月 事務所の移転(さいたま市)
 - 2011年7月 公益社団法人埼玉県社会福祉士会に移行
 - 2012年4月 成年後見センターを権利擁護センターに名称変更
 - 2017年3月 無料職業紹介所の設置

社会福祉士の資格と業務

社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」に定義されている社会福祉専門職の国家資格です。専門的知識及び技術をもって、生活の上で困っているなど、生活に不安がある方々の相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供者その他の関係者との連絡・調整やその他の援助を行います。

研修

本会は、社会福祉に関する知識技術の普及啓発や社会福祉事業に携わる専門職員の研鑽のための事業として、様々な研修を開催しています。

公開研修

社会福祉の今日的課題等について広く県民の皆さんの理解を深めるため、毎年、社会で衆目を集めているテーマを取り上げ、講演会を開催しています。

●現代の貧困 ●子育てと家族 ●虐待 ●障害者の地域生活 等々 多様なテーマを、各分野で活躍されている研究者や実践活動者の方々から分かりやすく解説いただき、誰もが福祉の問題に触れられる場となっています。



公開研修会

社会福祉士学会

本会会員が社会福祉士としての日ごろの研究・実践活動の成果を発表する場として、1996年度から年に1回、埼玉県社会福祉士学会を開催しています。

●権利擁護 ●生活困窮者の自立 ●震災被災者の支援 ●超高齢社会の地域づくりの問題など幅広いテーマで、よりよい支援のあり方をめざして研究しています。

また、一般の方々にも公開して社会福祉士を理解いただく機会にもしています。

福祉関係者研修

地域の福祉相談機関や福祉施設、団体などの事業に従事する方々を対象に、専門知識・技術の向上や最新の課題を学んでいただくための各種研修会を開催しています。

本会会員が、それぞれ委員会を組織して各研修の企画運営にあたっています。

研修名	内 容
地域包括支援センター支援	地域包括支援センターの社会福祉士等の業務スキルアップを支援する研修
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立相談支援事業や生活保護業務等に関わる課題・事例や貧困問題を学ぶ研修
障害者自立支援	障害者の自立に向けた課題・事例や地域の支援、制度を学ぶ研修
子ども家庭支援	子どもの貧困や虐待問題、スクールソーシャルワーカーの役割・実践等を学ぶ研修
多文化共生ソーシャルワーク	外国籍住民の福祉・医療・文化等の理解と生活支援を学ぶ研修
専門里親	特別ケアの必要な児童を受け入れる専門里親向け知識・技術習得のための研修
高齢者・障害者虐待対応	虐待対応の取組みに従事する市町村、施設職員のスキルアップ研修
成年後見活用講座	地域の相談機関職員向け、成年後見制度の知識、活用を学ぶ研修
独立型社会福祉士事務所	個人事務所を開設し、身近な相談機関として地域活動する社会福祉士等のスキルアップ研修

相談支援

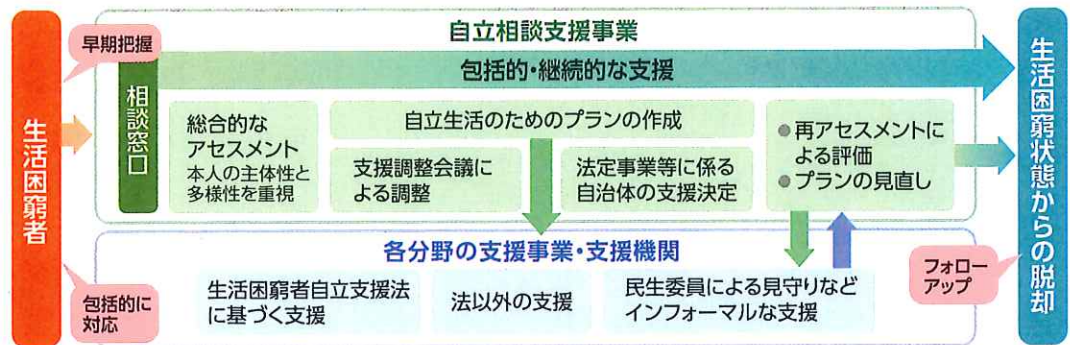
社会福祉士は相談援助業務の専門性をふまえて、日々の生活の中で様々な福祉問題を抱える方々に対し、問題解決の支援にあたっています。私たち埼玉県社会福祉士会の会員は、それぞれの問題特性に対応した相談支援活動を展開しています。

自立支援専門員事業

生活保護世帯に対する生活自立に向けた相談支援事業として、2005年に埼玉県から本会に委託されて始まりました。会員は自立支援専門員として、県福祉事務所の生活保護担当ケースワーカーと連携して相談業務に従事しています。居宅の確保や健康問題、地域生活での自立や就労など、生活保護世帯の抱える諸問題の解消や軽減のため、家庭訪問や関係機関との調整をとおして相談支援を行っています。

生活困窮者自立相談支援

生活困窮者自立支援法に基づき2015年からスタートした相談支援事業です。生活保護に至る前の自立支援策の強化や生活全般の困りごとを専門の支援員が相談にあたります。埼玉県や市町村から本会に委託され、会員が支援員として、住宅や医療、福祉サービス利用から就労、生活費、家計の立て直し等 どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。



ホームレス巡回相談

最も過酷な生活状況となっているホームレス(公園、河川、道路等を起居場所とする人)の生活再建に向けた相談支援事業です。2007年に埼玉県から本会に委託され実施してきました。その後、埼玉県の委託を離れ、他市からの委託や、会員の自主的な支援活動として事業を継続しています。会員は巡回相談員として河川敷や駅頭などホームレスの居所を巡回し、福祉サービス情報の提供や生活自立に必要な相談支援を行います。河川敷では国土交通省と連携をとって活動しています。

住宅ソーシャルワーカー事業

生活保護受給者の自立を「教育」「就労」「住宅」の3分野から総合的に支援するため、埼玉県が2010年9月に開始した生活保護受給者チャレンジ支援事業のうちの住宅支援事業です。当初は全県域を対象に本会に委託され、その後、市町村の実施事業となり、本会では県内一部地域で委託を受け実施しています。

■住宅ソーシャルワーカーによる支援

支援の対象者は、住宅に困窮する生活保護受給者・申請者等で、主に一時的な住まいの場である無料低額宿泊所の入居者です。

会員は住宅ソーシャルワーカーとして、福祉事務所と連携しながら、対象者を民間アパートに転居する支援や、転居後に日常生活が自立できるよう支援を行います。中には社会福祉施設の利用につながる場合もあります。転居から地域生活(自立)支援まで、対象者の状況にあわせて多様な支援を展開しています。

転居支援

- 不動産会社への同行提供
- 金銭管理、借金問題の対処提供
- 健康管理の習慣
- 生活保護制度の利用手続き

地域生活支援

- 受診の支援
- 各種制度利用手続き
- 地域・近隣行事の参加
- 生きがいづくり

シェルター支援

- 住宅喪失者へ一時宿泊場所提供
- ホテル等の居室を借り上げ提供
- 宿泊場所の近隣調整



不動産会社でのアパート契約

児童養護施設 退所者等自立支援

児童養護施設等の退所者が、社会に巣立つために抱える様々な課題を解決するための相談支援で、2015年に埼玉県から本会に委託されて始まりました。

この支援には、大学や専門学校へ進学して単身生活する退所者を対象とする「希望の家事業」と、18歳を超えた児童養護施設入所者に対し、自立のための相談支援や情報提供等を行う「自立支援事業」があります。

■希望の家事業

単身生活で進学する退所者にアパート居室を提供するとともに、会員が支援員として修学や社会生活での問題の相談に応じて、自立に向けた支援を行います。

県内の拠点地域ごとにアパートを借り上げ、卒業までの指導や見守りに当たります。

■児童養護施設入所者の自立支援事業

18歳を超えた児童養護施設の入所者が、社会人として自立した生活ができるように相談や情報提供を行うほか、自立支援計画を作成し、施設や就労先など関係者と連携した支援を行います。

災害被害者支援

県内外の大規模災害発生時に被災者及び避難者に対し、避難所生活等での困りごとの相談に応じ、関係機関と連携して福祉サービス利用や生活復帰へとつなげる支援を行うものです。

会員による災害時支援ボランティア活動や、日本社会福祉士会が行う災害地支援活動への参加、埼玉県が行う災害派遣福祉チーム員参加などがあります。

■東日本大震災での支援

多数の会員が支援員として震災地で支援活動にあたりました。埼玉県内への避難者に対しては避難所生活や転居などの相談にあたり、その後も定期訪問活動や高齢の方々に対しての巡回相談や地域交流支援まで行っています。



訪問相談の様子

総合福祉相談会

1995年から埼玉県医療社会事業協会とともに開催してきた医療福祉相談会が前身です。2013年から総合福祉相談会として病気や介護、子育て、暮らしの心配事など多様な相談を受ける1日無料相談会を年に2~3回開催しています。会員が相談に応じ、埼玉県介護福祉士会の協力を得て行っています。

権利擁護

成年後見制度

社会福祉の援助を必要とする方の生活と権利を擁護するため、本会では2001年から「権利擁護センター(旧成年後見センター) ぱあとなあ埼玉」を組織して成年後見に関する相談や成年後見人の育成を行い、成年後見制度の推進に貢献しています。ぱあとなあ埼玉の会員のうち、一定の研修を修了した者が後見人候補者となって、ぱあとなあ名簿に登録され推薦されて後見人に就任しています。

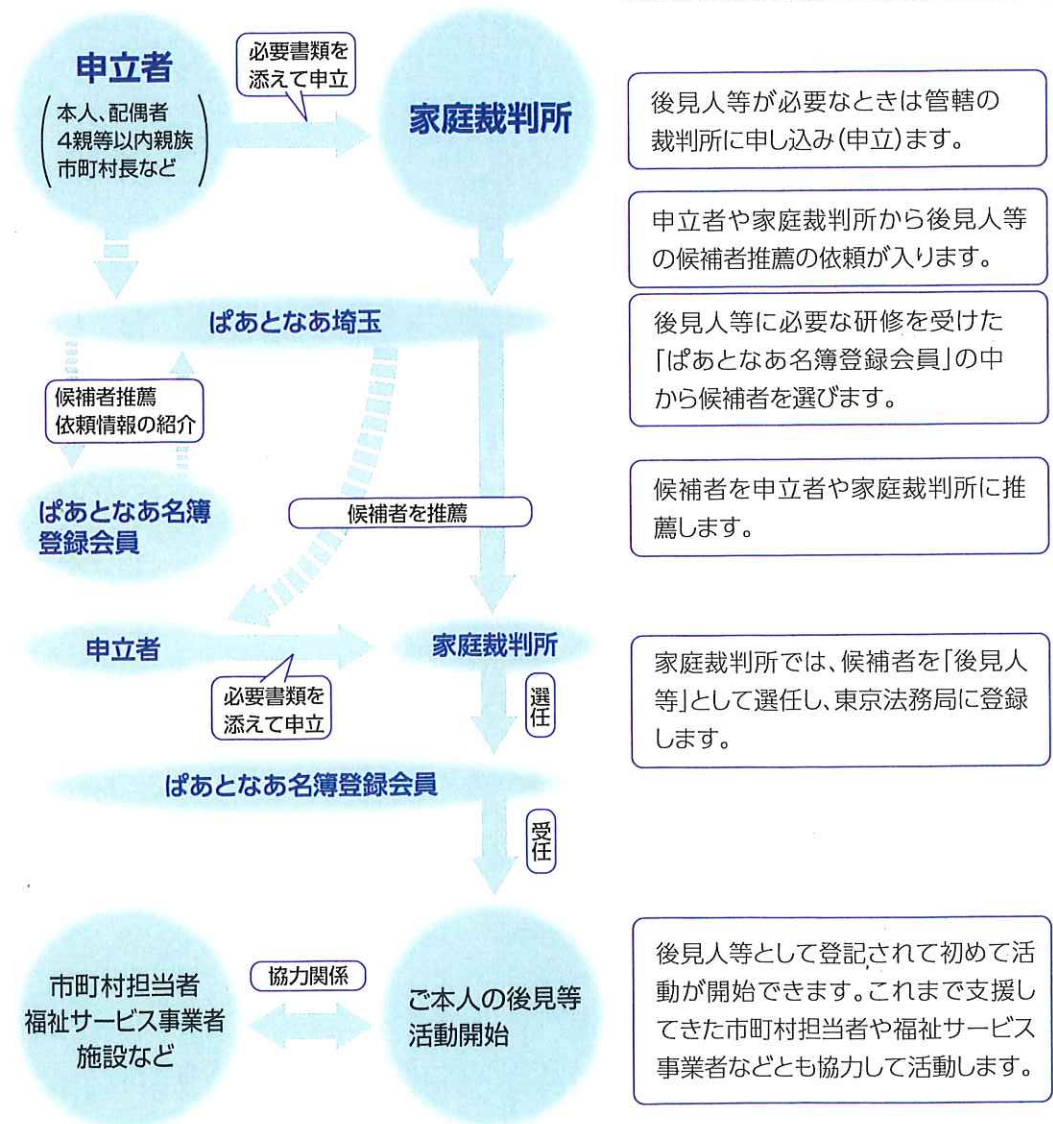
成年後見には、法定後見と任意後見があります。

法定後見制度とは

既に判断能力が不十分な人を対象とした制度です。判断能力の程度により後見・保佐・補助の3類型があります。申立権者が家庭裁判所に後見等開始の審判の申し立てをすると、適任者が選任されます。

■後見人等が決まるまでの流れ■

※後見人、保佐人、補助人を「後見人等」と言います。



任意後見制度とは

判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状況になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人(任意後見人)に、自己の生活、療養看護および財産管理に関する事務の全部または一部について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公正証書により結ぶものです。

ぱあとなあ埼玉 の相談事業

ぱあとなあ埼玉では、成年後見について様々なご相談を受けています。

例えば「成年後見制度とは?」「申立てはどのようにするのか」「後見人を頼みたい」・

一番多いものは、「第三者後見人として社会福祉士を推薦してほしい」というご依頼です。

ぱあとなあ埼玉では、成年後見人材育成研修及び名簿登録研修を修了した会員を後見人候補者名簿に登録し、登録者から後見人を推薦します。相談は次のとおり行っています。

- 成年後見・福祉の電話相談／来訪相談(要予約・無料)毎週土曜日 午前10時～午後1時
- 成年後見人等の候補者推薦／随時
- ぱあとなあ埼玉会員への支援(後見受任前から受任後における相談支援)

ぱあとなあ埼玉 の成年後見人養成事業

ぱあとなあ埼玉では、社会福祉士が成年後見人となるための研修や、成年後見の実務に必要な知識技術習得のための各種研修を実施し、成年後見人の育成と資質向上を図っています。

この他、社会福祉士個人が担う成年後見人とは別に、本会(法人)が成年後見人となって、組織的に課題解決支援にあたる法人後見も行っており、後見事務担当者の研修にも取り組んでいます。

- 成年後見人材育成研修
- 名簿登録研修(成年後見人として名簿登録するための研修)
- 成年後見実務研修など

■地域連携ネットワークにおける「チーム」「中核機関」「協議会」の連携イメージ■



成年後見制度 利用促進法と 地域連携ネットワーク

成年後見制度が広く活用されるよう2016年に成年後見制度利用促進法が制定されました。これを受けて各地域で制度利用促進のため基本計画策定や中核機関等の地域連携ネットワークの設置等が進められ、専門職団体の参画が求められています。

本会でも成年後見の専門職団体として、埼玉県内各地の地域連携ネットワーク促進地区協議会に参加連携していきます。

高齢者・障害者 虐待対応 専門職チーム

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づき市町村が行う虐待への取り組みを支援するため、本会は埼玉弁護士会と連携して、2008年から高齢者虐待対応専門職チームを組織し活動を開始、その後、障害者についても同様のチームを組織して活動しています。

契約した市町村からの連絡を受けて、弁護士・社会福祉士がチームを編成して現地に出向き困難事例等へ専門的助言を行ったり、必要に応じて調査や事例検討会を行うなど、市町村への支援にあたります。契約数は市部を中心に徐々に増加しています。

高齢者・障害者虐待対応専門職チーム合同研修

本会及び埼玉弁護士会で専門職チーム員として登録した会員が、支援者としての資質向上を目指して研鑽するための合同研修会を開催しています。また、新たな登録会員の開拓の機会ともなっています。

社会福祉士の育成とキャリアアップ

社会福祉士は、次々と変化する社会の要請にこたえるために、常に相談援助等の知識・技術向上に努める義務があります。本会では、こうした社会福祉士の養成を担う指導者研修や会員の資質向上のための研修を実施しています。

実習指導者研修

社会福祉士資格取得に必要な「相談援助実習」の実習指導者を養成する研修会を開催しています。厚生労働省で定める基準を満たす教育カリキュラムに基づき毎年多くの実習指導者を養成しています。養成後のフォローアップ研修も行っています。

社会福祉士 生涯研修制度

社会福祉士の専門性向上と自己研鑽の取り組みを支援するため、都道府県社会福祉士会では生涯研修制度を設け、研修の機会や各種情報の提供を行っています。生涯研修は、資格取得間もない者のための基礎課程、その後に進む専門課程からなり、熟練に従って特定領域の専門研修を修めながら専門課程の高いステージにステップアップする仕組みです。ステップアップ後は研修講師として後輩指導にもあたります。

認定社会福祉士 制度

認知症高齢者、児童虐待、孤立死など深刻さを増す福祉課題に広く対応できる社会福祉士として、キャリアアップして高い実践力を習得した者を「認定社会福祉士」に認証する制度が、2012年度から始まりました。

認定社会福祉士は、専門分野での研修単位を重ね、実践経験や職場のリーダーシップ実績などの要件を満たした者に認められます。本会は、そのための研修も実施します。

▼認定するのは……

「認定社会福祉士認証・認定機構」が認定社会福祉士の認定及び研修要件を認証します。

機構は、特定組織から独立した第三者機関で、日本社会福祉士会をはじめ全国の主要なソーシャルワーカー団体が運営に関与します。

■入会のご案内

入会を希望される方は、入会案内資料をご請求ください。会のホームページからも請求できます。県内に在住または在勤の社会福祉士の方が対象です。

会費は入会金 5,000円 年会費 13,000円です。

様々な事業や委員会等の活動（ホームページ参照）を通じて職場を超えたネットワークづくりや情報交換、専門性の向上、社会貢献など取り組んでいただくことができます。

また、広報紙にて各種研修のご案内や社会福祉士に関係する情報をお届けしています。皆様の入会をお待ちしています。



埼玉県社会福祉士会は、日本社会福祉士会の会員として、全国的な福祉活動や研修に参加しています。

公益社団法人埼玉県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ埼玉

〒338-0003

さいたま市中央区本町東1-2-5 ベルメゾン小島103号 TEL 048-857-1717 FAX 048-857-9977

E-mail ● s-info@saitama1717csw.jp ● ぱあとなあ埼玉専用 p-info@saitama1717csw.jp

ホームページ ● <http://saitama1717csw.jp>

◆ 入会のお申し込みや会の活動に関する事など、お気軽にお問合わせください。

◆ 事務局は平日の9時30分から17時まで職員が対応しています。